

農業委員会 総会（9月） 議事録

日時	令和6年9月25日（水）		9:00-10:00
場所	住民センター 1階 会議室		
出席	農業委員会長	12	石野 正幸
	農業委員	1	公文 宏司
	農業委員	2	内藤 政之
	農業委員	3	大沼 剛
	農業委員	6	天野 律子
	農業委員 会長職務代理	11	吉見 一之
	農地利用最適化推進委員		宮原 淳
	農地利用最適化推進委員		前田 亙
	事務局	事務局長	釜 靖昭
	事務局	佐藤 文乃	
欠席	農業委員	5	奥山 敏仁
	農業委員	7	宮川 みゆき
	農業委員	8	植松 由美子
	農業委員	9	北村 一男
	農業委員	10	小久保 利佳
	農地利用最適化推進委員		百井 隼太
	事務局		前田 直哉
	傍聴人	0名	

- 1 会議事件
 - (1) 議案第22号 農地中間管理の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画への意見について 本村地区1筆
 - (2) 議案第23号 農地中間管理の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画への意見について 本村地区1筆
 - (3) 議案第24号 農地中間管理の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画への意見について 本村地区1筆
 - (4) 議案第25号 農地中間管理の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画への意見について 本村地区1筆
 - (5) 議案第26号 農地中間管理の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画への意見について 若郷地区2筆
 - (6) 議案第27号 農地中間管理の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画への意見について 本村地区1筆
 - (7) 議案第28号 非農地証明願出書について 本村地区1筆
 - (8) 報告第5～8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び賃貸借合意解約通知について（中間管理事業の解約）本村地区4筆
- 2 協議事項
 - (1) R6意見書について
 - (2) 地域計画について
 - (3) その他
 - ① 農業委員会だより12月号について
 - ② 議事録署名人について
 - ③ 10月の総会について

1 会議事件

(1)～(4) 議案第 22～25 号 農地中間管理の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画への意見について（農地中間管理事業）本村地区 4 筆

関連議案のため、一括議題とする。

貸借希望のあった農地で更新案件。吉見一之委員が調査報告。

現在休耕中。問題なしとして意見なし。

公文委員： 詳しくないので教えてほしいのだが、休耕中というのはどういうことか。

石野会長： うちの場合、ラッキョウは一度の育成で多くの養分を使うことから、2～3 年スパンで畑を変えて育成し、土を休ませるといいものができたりする。サツマイモの場合でも、1 年耕作して実割れがあったりすると、次の年は原因となる虫などを駆除するために消毒にあてたりする場合もある。

公文委員： その場合は、遊休農地と見分けがつかないのでは？

石野会長： つかないこともあるが、多くの場合、草を刈ってトラクターで耕耘すればすぐ使えるような状態に管理されている。

(5) 議案第 26 号 農地中間管理の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画への意見について（農地中間管理事業）若郷地区 2 筆

貸借希望のあった農地で新規案件。前田互推進委員が調査報告。

どちらもまだ耕作されていないが、草を刈ってトラクターをかければすぐに使える状態。

45 については仕切りなのか風よけなのか単管パイプとコンクリの円柱が多くある。

59 については風よけの木が植えてある。

問題なしとして意見なし。

吉見委員： 調査報告にあった単管パイプ等の工作物については、どのような取り扱いになるか。

石野会長： 基本的には所有者と借受者との交渉次第となる。

中間管理事業では返すときの原状回復を「すぐに耕作できる状態」としているため、工作物があった場合に元通り配置するという意味にはならない。所有者が撤去して良い、廃棄してよいという場合には、借受者の方で撤去の上廃棄ということになるし、撤去した上で別の用途で使うから欲しいという場合には所有者へ返還することもある。農協で行っている中間管理事業の仲介事業で間に入って交渉することも可能なので、希望があれば伝えてほしい。

(6) 議案第 27 号 農地中間管理の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画への意見について 本村地区 1 筆

貸借希望のあった農地で新規案件。吉見一之委員が調査報告。

問題なしとして意見なし。

(7) 議案第 28 号 非農地証明願出書について 本村地区 1 筆

川原地区 1 筆の雑種地化した農地の非農地証明願。違反転用農地のため、都知事許可案件。

課税台帳によると平成 16 年ごろには雑種地化しているのが確認でき、20 年以上雑種地化してい

ることが証明できるため、問題なしとし許可。都へ送付。

- (8) 報告第5～8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び賃貸借合意解約通知について
(中間管理事業の解約) 本村地区4筆
議案第22～25号の解約報告。

2 協議事項

- (1) 令和6年度 農地等の利用の最適化推進施策に関する意見書について

完成版を配布。9/17付けにて、意見書を村長へ提出済み。

- (2) 地域計画について

9/13に3地区において第1回協議の場を開催。

今後は現況地図を担い手(認定農業者、認定新規就農者、認証農業者)へ配布の上、10年後までに利用したい農地をチェックして報告してもらう。区域内の農地所有者にも貸出意向があるかの調査を発出予定。

第2回協議の場は11月頃に実施予定。

- (3) その他

- ① 農業委員会だよりについて

次号12月担当委員は天野委員、大沼委員、前田委員、公文委員

〆切: 令和6年11月15日(金) 〆切厳守で

- ② 議事録署名人について

出席者の中から議席順で指名(8月分: 公文委員、内藤委員)

- ③ 10月の総会について

10月25日 (金)

— 閉会 —

本会の議事の経過概要及びその結果を明確にするため本議事録を作成し、農業委員長及び議事録署名人は次のとおり署名押印する。

令和6年9月25日

新島村農業委員長

印

議事録署名人

印

議事録署名人

印